

新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガス料金及び電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業や失業等により生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特別措置に基づく貸し付けを受けたお客さまに対して、ガス料金、電気料金の特別措置を実施することとなりました。

1. 対象

当社とガス又は電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の特別貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出があった場合。

2. 特別措置の内容

ガス料金及び電気料金の支払期限の延長

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

2月^{*1}・3月検針分のガス料金の支払期限²を1ヶ月延長いたします。

②電気料金（電気を単独でご契約のお客さま）

2月^{*1}・3月検針分の電気料金の支払期限²を1ヶ月延長いたします。

*1 支払期限が3月25日を過ぎたものに限りです。

*2 支払期限日 ガス・電気両方をご契約のお客さま：ガスの検針日の翌日から50日目
 電気を単独でご契約のお客さま ：請求日の翌日から30日目

3. 受付開始日

2020年3月25日（水）

4. お申し出・お問合せ先

日本ガスエネルギー株式会社

電話 099-261-5000（受付時間 8:40～17:40）